

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実施方針についての面談

2. 日時：令和2年12月23日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

中田上席原子力専門検査官、佐山主任原子力専門検査官、

舘内主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、

岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 副事業部長 他12名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、再処理設備本体等の使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・ 前回の面談・検討結果を踏まえ、「再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について」の見直しを行った。
- ・ 以下の代替検査は、検討中であるため、代替検査の評価が完了した後に検査実施要領に反映する。
 - － 容器等の板厚に係る寸法検査の代替検査
 - － 放出放射エネルギー検査の代替検査

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ 原子力規制委員会資料（令和2年6月24日）資料3で記載のとおり、初回の設計及び工事の計画の認可の申請（以下「設工認申請書」という。）において、既設の設備機器等に係る健全性の評価等を含めた使用前事業者検査の実施方針、核燃料物質等を用いる試験等の実施方針を踏まえた全体工程と各工程での検査事項の提示を求めているが、これまでの面談において、これらに係る課題について、腐食環境下における寸法検査やガラス熔融炉の性能検査等、未だ検討中の事項があるなど十分対応されていない。検討中の事項について今後の対応スケジュールを示すこと。
- ・ 設工認申請後は、審査のヒアリングで説明する事項と、使用前事業者検査に係る行政相談となる事項を仕分けして対応すること。
- ・ 検査実施要領は、設工認申請に係る審査での参考資料として、ヒアリング時に閲覧できるよう対応すること。
- ・ 再処理施設の使用前事業者検査の実施方針における「3. (3) 検査方法の選定」

において、新規の工事案件については、「図 1 検査方法の選定フロー」を使用しないことを明記すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について